

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 4. 13 第 196 回国会第 9 号

4 月 13 日（金）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 厚生労働関係の基本施策に関する件

・加藤厚生労働大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）厚生労働省前東京労働局長

勝田智明君

（質疑者及び主な質疑内容）

初鹿明博君（立憲）

- ・野村不動産に対する特別指導の端緒を明らかにするため、厚生労働省の開示資料の黒塗り部分のうち、過労死及び労災認定の箇所を開示すべきではないか。
- ・違法な長時間労働が認められた企業に対し、是正指導段階での企業名公表と特別指導での企業名公表とでは、どちらが厳しい措置か、前東京労働局長の見解を伺いたい。
- ・野村不動産に対する特別指導の事案は、当初は「是正指導段階での企業名公表制度」の仕組みに基づき、調査及び指導を行っていたのではないか。

山井和則君（希望）

- ・野村不動産に対する特別指導の事案の態様は、同社社員の労災認定日の翌日の昨年12月27日であれば、「是正指導段階での企業名公表制度」の対象となるのではないか。
- ・野村不動産での過労死の事実について、新聞報道を受けて参議院予算委員会で質問があった3月5日まで内閣総理大臣に報告しなかった理由を伺いたい。

岡本充功君（希望）

- ・企業名の公表はその企業の正当な利益を害するおそれがあるが、厚生労働省において政省令等で要件を定めずに企業名を公表する制度はあるのか。
- ・過労死が監督指導の端緒となることは明らかになっているので、野村不動産に対する特別指導についての報告文書の黒塗り部分のうち過労死の箇所を開示しても、「監督指導の円滑な実施に支障を来すおそれ」はないのではないか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・過労自殺した野村不動産社員の遺族が4月5日に東京労働局にファクシミリで要請した内容を伺いたい。
- ・労働者に裁量労働制が適用されると長時間労働につながるものであり、厚生労働省はその点を隠したかったのではないか。
- ・東京労働局が野村不動産に対して文書交付ではなく口頭で特別指導を行った理由及び同社から報告を受ける方法を伺いたい。

2 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 20 号） 生活保護法等の一部を改正する法律案（池田真紀君外 9 名提出、衆法第 9 号）

・加藤厚生労働大臣、田中内閣府副大臣、うえの財務副大臣、高木厚生労働副大臣、宮川文部科学大臣政務官、大沼厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者初鹿明博君（立憲）、尾辻かな子君（立憲）及び山井和則君（希望）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

吉田統彦君（立憲）

- ・浪人生を含めば大学等への進学率が約 8 割を超えていることを考えると、大学等の進学に伴う世帯分離の取扱いを見直すべき時期にきているのではないか。
- ・就労環境も整っている地方への移住を希望する生活困窮

者に対しては、厚生労働省として具体的な支援策を講じて推進すべきではないか。

- ・頻回受診の適正化に関して、医師が生活保護受給者の頻回受診の状況を福祉事務所に報告する仕組みについて、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

長谷川嘉一君（立憲）

- ・生活保護受給者の高齢化を勘案すれば、近年の医療扶助費の増加率は妥当な範囲と考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・医療扶助受給者の約7割が60歳以上である中で、後発医薬品の使用割合の目標値を80%とする正当性について、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・衆法において、児童扶養手当の支給額を1万円引き上げることとした根拠を伺いたい。

大西健介君（希望）

- ・後発医薬品使用の原則化を行う前に、短期間での頻繁な転院や生活保護受給者の患者割合が極めて高い医療機関への対応が必要ではないのか。
- ・衆法において、児童扶養手当を毎月支払いとしなければならない理由、地方自治体が実施できる根拠について伺いたい。
- ・公立中学校における完全給食の実施状況にはばらつきがあるが、全国どこでも完全給食が実施されるように取り組む必要があるのではないのか。

柚木道義君（希望）

- ・財務事務次官のセクハラ疑惑について、財務省において適切に再調査すべきではないか。
- ・相撲の土俵に女性は上がれないというしきたりについて、相撲が国技であることも踏まえ、女性差別と取られない

よう、時代に即して見直すべきではないか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・今回の生活困窮者自立支援法の見直しで、就労が困難な者に対する支援も行われるという理解でよいか。
- ・札幌市の「そしあるハイム」における火災事案に関しては、防火対策のみならず、利用者がこうした施設を必要とする背景や事情を考慮することが、対策を講じる上で重要になるのではないのか。
- ・生活困窮者自立支援の相談窓口に来所した約45万人中、福祉事務所への紹介につながった5万人について、実際に生活保護の受給に至った者の数を把握しているのか。

浦野靖人君（維新）

- ・2世代にわたり生活保護を抜け出せない世帯が少なからず存在している要因について、厚生労働省はどのように考えているか。
- ・生活保護受給者の頻回受診対策として、償還払いの検討を進めるべきだと考えるが、政府における検討状況はどうなっているか。
- ・衆法において、児童扶養手当、障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給・加算対象を20歳未満に拡大することとしているのはどのような理由からか。